

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規則	一
告示	一
○公文書館条例施行規則の一部を改正する規則	(県政情報公開室)
○救急医療機関の認定	(医療整備課)
○障害者就業・生活支援センターの変更の届出	(雇用対策課)
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	(農林水産経営支援課)
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)
○造成宅地防災区域の指定(二件)	(建築宅地課)
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)
教育委員会	五
○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則	五
監査委員	五
○定期監査等の結果の公表	六
公安委員会	六
○車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則	一

規 則

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三号

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則(平成十三年宮城県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「土曜日」を、「月曜日」に改め、同項第一号中、「休日」の下に、「土曜日を除き、その日が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。」を加える。

第七条第五号ロ②中、「地方独立法人法」を、「地方独立行政法人法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

公文書館資料閲覧申請書

年 月 日

宮城県公文書館長 殿

公文書館条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり公文書館資料の閲覧を申請します。

氏名		閲覧証番号 (閲覧証をお持ちの方)			
住所		電話番号			
閲覧目的					
番号	所年度	配架番号	簿冊名	出	戻
1	明大昭平	-			
2	明大昭平	-			
3	明大昭平	-			
4	明大昭平	-			
5	明大昭平	-			
確認欄	運転免許証・保険証・身分証明書・学生証・その他()				

- (1) 本枠内を記入してください。
- (2) 資料は1回で5点まで閲覧することができます。

様式第1号中「仙台市宮城野区榴ヶ岡5」を「仙台市紫山1-1-1」に改める。
 様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

公文書館資料複写申請書

年 月 日

宮城県公文書館長 殿

公文書館条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり公文書館資料の複写を申請します。
 なお、複写物の使用に当たっては、下記の遵守事項を守ります。

氏名			閲覧証番号 (閲覧証をお持ちの方)	
住所			電話番号	
複写目的				
複写方法 (○で囲む)	1 電子式複写	2 スイクローダー複写	3 その他()	
所属年度	配架番号	簿(資料冊名等)	名	複写数
明大昭平	-			
合計				

遵守事項
 (1) 複写物は、この申請書に記載した目的以外に使用しないください。
 (2) 複写物を出版物に掲載する等、公にすることは別に承認を受ける必要があります。
 (3) 公文書館資料の複写の際には、現状を交えないでください。
 (4) 複写物の使用によって著作権法上の問題が生じた場合は、全て申請者がその責任を負うこととなります。
 (5) 第三者の人格・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意をお願いします。

様式第5号(第8条関係)

公文書館資料貸出申請書

年 月 日

宮城県公文書館長 殿

住所
 氏名
 電話番号
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 公文書館資料貸出申請書

公文書館条例施行規則第8条の規定により、資料の貸出しを受けたいので申請します。

利用目的					
管理方法					
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで			
番号	所属年度	配架番号	簿	冊	備考
1	明大昭平	-			
2	明大昭平	-			
3	明大昭平	-			
4	明大昭平	-			
5	明大昭平	-			

遵守事項
 (1) 寄託文書の場合は、寄託者の了解を得、その承認書を添付してください。
 (2) 公文書館資料を申請した目的以外には使用しないください。
 (3) 館外貸出しを受けた資料を転貸し又は複写させないでください。
 (4) 破損又は汚損のないよう慎重に取り扱い、貸出し前の状態で返却してください。
 (5) 館外貸出しを受けた文書を複製するときは、別に承認を受ける必要があります。
 (6) 館外貸出しを受けた資料を展示する場合は、別途館長の承認を受け、当該資料が公文書館所蔵である旨を表示してください。
 (7) 第三者の人格・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意をお願いします。

附 則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
NTT東日本東北病院	仙台市若林区大和町二の二九の一	平成二十五年一月十八日	平成二十八年一月十七日

○宮城県告示第百二十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定を受けた者の名称及び住所
 - 1 名称 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
 - 2 住所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
- 二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	岩沼市中央二丁目五番二十六号	仙台市宮城野区高砂二丁目百五十四番地の十	平成二十五年二月一日

○宮城県告示第百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地）	総トン数二十トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	平成二十五年二月一日	本吉郡南三陸町歌津字馬場八十四、一、千葉浩樹、本吉郡南三陸町歌津字名足五阿部 明男	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六十条に規定する漁業	十八人

○宮城県告示第百二十八号

県営小川地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十五年二月二十二日から平成二十五年三月二十五日まで
- 三 縦覧場所
名取市役所、岩沼市役所

○宮城県告示第百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。
平成二十五年二月二十二日

第九条第一項中「」第九条」を「」第十一条」に改める。

同条第二項第二号中「日当」を「旅行雑費」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 宿泊料 宿泊料の額が実費を超えることとなる場合には、条例別表第一一号の規定にかかわらず実費額
同条第二項第四号を削る。

第十条中「附属機関の構成員等の給与と並びに旅費及び費用

弁償に関する条例」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第八条を第九条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(外国旅行雑費)

第十条 条例第三十五条第二項第一号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子渡航認証システムの申請手数料

二 その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 条例第三十五条第二項第二号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

一 最低限の医薬品の購入費

二 任意の予防注射料

三 最低限の儀礼品の購入費

3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

第七条第二項の表を次のように改める。

航 海 日 当	平水区域及び沿海区域	近海区域	遠洋区域	船員食卓料
	1、000円	1、500円	1、000円	1、100円

第七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。
(旅行雑費)

第七条 条例第二十條第三項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

一 航空券の手配に係る取扱手数料

二 その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの
2 前項第一号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則第四条第一項及び第七条、第八条並びに第十一條第一項及び第二項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

監査委員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成24年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成25年2月22日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勤 左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

○総務部

地方機関

公務研修所

仙台南県秘書務所(選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。)

監査実施日

12月10日

11月6日

	<p>仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。） 塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。） 北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。） 北部県税事務所栗原地域事務所 東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。） 東部県税事務所登米地域事務所 気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。） ○震災復興・企画部 地方機関 東京事務所 ○環境生活部 地方機関 食肉衛生検査所 ○保健福祉部 地方機関 北部保健福祉事務所栗原地域事務所 東部保健福祉事務所 東部保健福祉事務所登米地域事務所 気仙沼保健福祉事務所 東部児童相談所 さわらび学園 リハビリテーション支援センター 精神保健福祉センター 拓桃医療療育センター ○経済商工観光部 地方機関 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 白石高等技術専門学校 石巻高等技術専門学校 気仙沼高等技術専門学校</p>	<p>○農林水産部 地方機関 農業・園芸総合研究所（農業大学校を含む。） 古川農業試験場（農業大学校水田経営学部を含む。） 仙台家畜保健衛生所 畜産試験場（農業大学校畜産学部を含む。） 王城寺原補償工事事務所 水産技術総合センター ○土木部 地方機関 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 東部下水道事務所 仙台地方ダム総合事務所 大崎地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所 ○教育庁 地方機関 北部教育事務所 南三陸教育事務所 志津川自然の家 多賀城跡調査研究所 東北歴史博物館 塩釜高等学校 白石高等学校 古川高等学校 岩出山高等学校 岩ヶ崎高等学校 佐沼高等学校 登米高等学校 宮城広瀬高等学校</p>
	<p>12月20日 10月23日 10月18日 10月18日 10月23日 10月23日 10月23日 11月14日 11月8日 11月8日 11月15日 10月24日 11月8日 10月31日 12月20日 11月8日 11月2日 12月7日 12月11日 10月30日</p>	<p>10月18日 10月18日 10月18日 12月11日 10月2日 11月13日 11月13日 10月24日 11月15日 12月19日 10月23日 12月18日 10月25日 10月2日 11月26日 11月15日 12月26日 11月13日 10月10日 12月26日 11月27日 12月19日 10月30日</p>

石巻西高等学校	12月10日
貞山高等学校	10月17日
農業高等学校	10月18日
伊具高等学校	11月26日
亘理高等学校	12月21日
南郷高等学校	11月14日
水産高等学校	10月25日
気仙沼向洋高等学校	12月20日
石巻商業高等学校	10月25日
一迫商業高等学校	10月24日
第二工業高等学校	12月28日
拓桃支援学校	10月22日
山元支援学校	12月26日
金成支援学校	12月28日
支援学校岩沼高等学園	11月6日

警察本部

地方機関

仙台南警察署	12月20日
泉警察署	12月18日
岩沼警察署	11月14日
石巻警察署	10月24日
気仙沼警察署	10月29日
佐沼警察署	12月17日
登米警察署	10月31日
鳴子警察署	11月1日
加美警察署	11月1日
亘理警察署	12月21日

2 監査結果

平成33年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関

に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 仙台南県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分	158,440,736円
過年度分	470,613,683円
合 計	629,054,419円

・H22年度収入未済額

現年度分	430,100,529円
過年度分	485,154,993円
合 計	915,255,522円

(2) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分	206,923,994円
過年度分	493,011,084円
合 計	699,935,078円

・H22年度収入未済額

現年度分	338,643,407円
過年度分	603,974,336円
合 計	942,617,743円

(3) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

合計 276,629,177円

- ・ H22年度収入未済額
- 現年度分 193,666,780円
- 過年度分 200,718,685円
- 合計 394,385,465円

(9) 東部保健福祉事務所

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児療育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

- ・ H23年度収入未済額
- 現年度分 2,155,050円
- 過年度分 9,137,898円
- 合計 11,292,948円

- ・ H22年度収入未済額

- 現年度分 4,055,315円
- 過年度分 6,998,670円
- 合計 11,053,985円

○未熟児療育費

- ・ H23年度収入未済額

- 現年度分 29,786円
- 過年度分 105,959円
- 合計 135,745円

- ・ H22年度収入未済額

- 現年度分 152,260円
- 過年度分 52,246円
- 合計 204,506円

(10) 拓桃医療療育センター

需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

修繕費の支出について、誤って請求金額と異なる金額を支出命令したものの

- ・ 件数 1件
- ・ 正規支出金額 21,000円
- ・ 支出済金額 210,000円
- ・ 返納額 189,000円

(11) 気仙沼地方振興事務所

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○郵便切手の紛失

平成23年11月1日の払出以降、郵便切手10,650円分を保管していたファイルが紛失したものを
 ① 平成23年4月分職員宿舍料

- ・ 金額 60,600円
- ・ 納期限 平成23年5月1日
- ・ 支払日 平成24年2月28日

② 平成23年10月分職員宿舍料

- ・ 金額 36,690円
- ・ 納期限 平成23年10月31日
- ・ 支払日 平成24年2月28日

○延滞金の支払

職員宿舍料の支払遅延に伴い延滞金を支払ったもの

○帰属不明な現金

- ・ 金額 903円

○不適正な事務処理

収入証紙の返還請求に対する還付遅延 非常勤職員の社会保険加入及び脱退手続の遅延等、適正な事務処理が行われなかったもの

(12) 水産技術総合センター

歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○物品購入契約に係る契約保証金返還金
・未払出額 207,900円

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年2月22日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を
廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和
62年宮城県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。